

会 議 録			
令和 6 年度 第 2 回和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和 6 年 11 月 1 日(金)午後 1 時 30 分	
開 催 場 所		和光市役所 3 階 第 2 委員会室	
開催時刻	午後 1 時 30 分	閉会時刻	午後 2 時 32 分
出席委員		事 務 局	
菅野 隆		健康部部長	
鈴木 正敏		斎藤 幸子	
深野 正美		健康部次長兼長寿あんしん課課長	
森田 圭子		梅津 俊之	
山口 はるみ		長寿あんしん課主幹兼課長補佐	
熊谷 和恵		川口 暢	
安田 芳子		長寿あんしん課課長補佐	
八木沢 直子		石井 ゆり奈	
清水 孝悦		長寿あんしん課長寿支援担当統括主査	
宮永 美都		酒巻 智和	
茂野 洋之		長寿あんしん課介護保険担当統括主査	
松根 洋右		島津 結実	
渡久地 勢子		長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査	
		沖 結里加	
欠 席 委 員			
岩崎 郁人			
木暮 晃治			
備 考	傍聴者 なし		
会議録作成者氏名		川口 暢	

会 議 内 容

梅津次長	皆様、本日は、ご多用の中、令和 6 年度 第 2 回和光市介護保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 本日の進行を務めます健康部次長の梅津でございます。議会に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。 <資料の確認> 1 開 会 それでは開会にあたりまして、健康部長 斎藤より、皆さまに一言ご挨拶を申し上げます。
斎藤部長	皆様、あらためましてこんにちは。健康部長の斎藤でございます。本日はお忙しい中、各委員の皆様におかれましては、令和 6 年度第 2 回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして心から感謝申し上げます。 本日の議題は審議事項 1 点と報告事項 2 点でございます。各委員の皆様から忌憚のないご意見をたまわり、和光市の介護保険の更なる向上へとつなげていければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。 2 諮 問
梅津課長	続きまして運営協議会に対しまして、市長から諮問させていただきます。本来であれば市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、斎藤健康部長が代理で行います。
斎藤部長	<諮問書の交付>
梅津次長	介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には議事録を作成し、公開いたします。その際、記録については要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承く

菅野会長	ださい。なお、会議録作成のため録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。 3 議 事 ただいまから令和 6 年度 2 回和光市介護保険運営協議会を開会します。本日の会議は、14 時 45 分までを予定しておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは、会議の開催にあたり、委員定数について事務局の確認をお願いいたします。
梅津次長	本協議会は、15 名の方が委員であり、その過半数である 8 名の出席が会議の成立要件となります。本日過半数以上の 13 名出席ですので、会議は成立いたします。
菅野会長	ありがとうございます。それでは議事に入りますが、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。安田委員、山口委員のご両名をお願いいたします。それでは、議事に沿って進めます。本日は、諮問事項が 1 つ、報告事項が 2 つとなります。諮問事項 1 について、事務局から説明をお願いします。
梅津次長	補正予算の説明に入ります前に、本年 5 月に明らかとなりました長寿あんしん課の介護予防・日常生活支援総合事業等委託料における消費税の過払いについて説明させていただきます。 今回の補正予算に消費税の過払いに関する償還金等がございますので、先に消費税の過払いについて説明させていただきます。 長寿あんしん課では、介護予防の推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を 10 事業者に委託し、市内各地域で事業を行っています。 本来、この事業の委託料は、消費税法の規定により、非課税であるべきところ、誤って消費税を含んだ委託契約を締結し、消費税を過払いしていたことが判明しました。同様に、包括的支援事業の一部の事業の委託料でも消費税の過払いがありました。

令和元年度から令和5年度までに過払いした消費税額は、10事業者で、合計2,383万6,323円になります。この消費税額については、10事業者に返還を求めており、既に5事業者からは返還されております。

これまで長寿あんしん課では、過払いしていた消費税額についても、介護保険の事業に要した費用として、国、県、市、支払基金に、それぞれ法定割合での負担をしていただいております。しかしながら、過払いした消費税については、本来、介護保険の事業に要する費用ではなかったこととなりますので、いただいていた交付金等のうち、過払いした消費税の分は、返還することになります。そのため、今回の補正予算では、事業者から返還していただく分については、歳入において雑入として計上し、国等に返還する分については、歳出において償還金等として計上しております。

消費税の過払いについての説明は以上になります。続いて、補正予算の内容について、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【諮問事項1】

「令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）」について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

12月議会に提出する予定の補正予算額は、3,954万4千円、補正後の予算総額は49億9,883万1千円となっております。

1枚めくって2ページから4ページをご覧ください。

こちらは、今回の補正予算の該当科目の一覧です。2ページに歳入、3ページと4ページに歳出を載せています。表の節の欄に、カタカナで「ア」から「テ」を振っておりますので、この項目ごとに説明いたします。

まず、歳入の上から、「ア 介護給付費負担金」「イ 調整交付金」「ウ 介護給付費交付金」「エ 介護給付費負担金」「オ 介護給付費繰入金」については、歳出のケからソの保険給付費の増額に伴う、法定負担割合分の増加になります。保険給付費の増額補正については後ほどご説明いたしますので、ここでは説明を省略いたします。

次に、「キ 雑入」についてご説明します。5 ページをご覧ください。令和元年度から令和 5 年度の介護予防・生活支援事業等において、本来非課税となる事業所との契約において、消費税分を上乗せして契約していたことが判明しました。そのため、対象となる契約相手方の 10 事業所より、上乗せしていた消費税分の合計額 2,383 万 6,323 円について、市に返還を求めています。この返還金について補正予算に計上するものです。

次に、歳出にまいります。6 ページをご覧ください。

まず、「ク 賦課徴収業務」についてご説明します。介護保険料の納付書による納付については、納付書の内容を読み取る「介護保険システム電算業務委託」と、コンビニ・電子マネーにおける「収納代行業務」の 2 つの業務委託を行っております。当初予算計上の際には、コンビニ等における納付と、銀行等における納付を、それぞれ 6,200 件ずつ、合計 12,400 件程度と見込んでおりましたが、今年度上半期の実績から改めて今年度の件数を見込むと、コンビニ等における納付は 7,800 件、銀行等における納付が 5,600 件、合計 13,400 件程度となる見込みです。全体の件数及びコンビニ等における納付件数は増加、銀行等における納付件数は減少となっております。このことにより、「システム電算委託料」は 6 千円の減額補正、「コンビニ収納代行業務委託料」は 9 万 8 千円の増額補正、差引、賦課徴収業務については、9 万 2 千円の増額補正を行います。なお、財源としては全額を歳入の「カ 事務費繰入金」により一般会計から繰り入れます。

次に、ケ～ソ「保険給付費」についてご説明します。7 ページから 8 ページをご覧ください。こちらは、サービス給付件数の増加に伴い、増額補正を行うものです。内容としては、主に住宅改修費と介護予防サービス費について、当初見込みより給付費が増加しています。

まず、「ケ 居宅介護等住宅改修費」についてご説明します。当初予算では、年間 81 件、1 件あたり給付費を 8 万 6,603 円と見込み、701 万 5 千円を計上しておりましたが、今年度 5 月から 9 月支払実績より、年間件数見込みは 81 件で変わらないものの、1 件あたりの給付費平均額が 10 万 2,683 円と当初見込みより

島津統括主査

も伸びていることから、130 万 3 千円の増額補正を計上しております。

次に、「シ 介護予防住宅改修費」についてご説明します。当初予算では、年間 44 件、1 件あたり給付費を 8 万 6,313 円と見込み、379 万 8 千円を計上しておりましたが、今年度 5 月から 9 月支払実績より、1 件あたりの給付費平均額は 8 万 5,011 円で当初見込みと大きく変わらないものの、年間件数見込が 59 件と見込みより伸びていることから、121 万 8 千円の増額補正を計上しております。

次に、「コ 介護予防サービス費」、「サ 地域密着型介護予防サービス費」、「ス 介護予防サービス計画給付費」、「セ 審査支払手数料」、「ソ 高額介護等サービス費」についてご説明します。保険給付費については、今年度の支出見込額を算出するにあたり、①今年度のひと月あたり最大支出額で算出、②認定者数の伸び率及び介護報酬の伸び率で算出、③令和 5 年度から令和 6 年度の実績値の伸び率で算出、の 3 通りで計算し、その中の最大値を使用しております。その結果、不足が見込まれた先の 5 つの給付費について増額補正を行うものです。増加の要因としては、要支援者の増加に伴い、介護予防サービス費が増加していることが考えられます。

なお、保険給付費の財源としては、歳入の「ア 介護給付費負担金」「イ 調整交付金」「ウ 介護給付費交付金」「エ 介護給付費負担金」「オ 介護給付費繰入金」より法定負担割合を充当し、不足分については「キ 雑入」を充当します。

次に、8 ページ下の「タ 介護予防強化サービス事業」についてご説明します。こちらは、別の資料でご説明します。資料 2「【12 月補正】令和 6 年度強化サービス費改定積算根拠」をご覧ください。

こちらは、令和 6 年 6 月からの介護報酬に係る処遇改善加算等の改定に併せて市の介護予防強化サービス費の改定を行ったところ、当初予算を上回ることが見込まれたため、増額補正するものです。

訪問型と通所型の 2 種のサービスがあり、主に訪問型サービスの単価を大きく見直したことにより 97 万 6 千円を増額します。なお、財源としては、全額を

島津統括主査	歳入の「キ 雑入」としております。 次に、「チ 介護給付費準備基金積立」についてご説明します。先にご説明しました、歳入の「キ 雑入」の、過年度の消費税額の見直しに伴う事業所からの返還金 2,383 万 6,323 円は、今回の補正予算の、一般財源分（第 1 号被保険者保険料を財源とするもの）に充当いたします。今回の補正予算の一般財源は、2,126 万 9 千円となっておりますので、残った 256 万 7,323 円、端数进行处理しまして 256 万 7 千円を基金に積み立てるため、「介護給付費準備基金積立」を増額補正するものです。 次に、「ツ 一般会計繰出金」、「テ 償還金」についてご説明します。過年度の介護予防・地域支援事業等における消費税額分の返還に伴い、過年度分の地域支援事業交付金及び総合事業調整交付金の実績報告を修正いたしました。実績額の修正に伴い、地域支援事業の市負担分、国負担分、県負担分、支払基金負担分について、それぞれ表のとおり返還金が生じました。 また、これとは別に、令和 4 年度財政調整交付金の実績報告において、数値の転記誤りがあり、それについて実績の修正報告を行いました。このことにより、財政調整交付金に 5,000 円の返還金が生じました。 12 月補正予算では、「地域支援事業交付金」及び「財政調整交付金」の実績報告修正により生じた返還金として、市一般会計への返還分を「一般会計繰出金」として 271 万 8 千円、国、県、支払基金への返還分を「償還金」として 1,195 万 6 千円計上しております。 説明は以上となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
山口委員	返還分のところで、うちの事業所もその 10 事業所のうちの一つであり、5 年分何十万円か、お支払いさせていただきました。こういうことになる前に小さな事業所なので、前もってわかっていたらなと思っています。今後、こういうことが無いようによろしく願いいたします。

	先ほど、介護予防の強化サービス事業のご説明があったと思うのですが、これは和光市以外、サービス強化費で出しているところはほとんどないんですね。他の事業所さんや他の市町村だと要支援の方は安い金額でサービスをやっているところを、和光市は予防を重視し介護にならないために余計にお金を強化費で加算されているため、事業所は介護予防をすることで、この強化費の加算分が入り、頑張って市民の方たちの改善に取り組んでいるわけです、という費用の説明の補足をさせていただきます。
菅野会長	山口委員ありがとうございました。 当然のお話だったと思いますけれど、介護予防費が補正でだいぶかかったとしても、これは予防の意味のお金ですから、介護に必要なサービスの給付金を軽減することに多大な貢献しているっていうことの意味にとってよろしいかと思います。
梅津次長	まず、消費税の過払いにつきましては、申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、事務処理をしまいたいと思います。また、サービス強化費については、ご説明ありがとうございました。
菅野会長	その他、ございませんか。
森田委員	初歩的な質問をさせていただく感じになりますが、今話題に上った介護予防強化サービス事業というのは、和光市の独自事業ということでやってらっしゃるのかなというふうに伺いましたけど、単価が改定前と改定後の変化で、訪問型サービス、1、2、3が全部1,000円だったのが、差別化されているのですが、どんな内容でどんな意味で違う値段にしたのか、1、2、3の内容がわからないので、ご説明ただければありがたいと思います。
沖統括主査	沖と申します。よろしくお願いいたします。

	改正前の訪問型サービス 1 から 3 まで全部 1,000 円ということで統一されていますが、そもそもこの 1,000 円というところが基本報酬の部分しか見ていなかったのではないかとという想定で、過去からずっとこのままやられていたところをあらためて予防サービスを皆さんにやっていただくために正しい見直しを国の基準に則って行っています。ただ国の基準といっても、これは和光市の独自の事業でもありますので、あくまで国の基準を参考にとという程度でとどめておいていただければと思います。 訪問型サービスの 1、2、3 は、週に 1 回から 3 回という意味でございます。
森田委員	ありがとうございます。
山口委員	補足しますと、それによって介護 1 のサービス事業費にちょっと近づいたということで、事業所としては納得する金額だと思っています。
菅野会長	ありがとうございます。はい、他にいかがですか。 無いようでしたら、採決にうつらせていただきます。 諮問事項 1「令和 6 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、原案の通り承認することよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
	〈承認〉
菅野会長	ありがとうございます。賛成多数で承認しました。それでは次に報告事項にうつらせていただきます。報告事項ですので、事務局から 1 と 2 を続けて説明していただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。
島津統括主査	それでは、報告事項 1「令和 5 年度和光市介護保険事業の結果について」ご説明します。資料 3「令和 5 年度 第 8 期計画値と実績値の比較」をご覧ください

さい。こちらの資料は、令和 5 年度について、介護給付の第 8 期計画値と実績値を比較したものとなります。

まず、1 ページの一番上の表をご覧ください。こちらは、介護サービス全体について、計画値と実績値を比較しております。ひと月あたりの利用人数は、計画値が 4,621 名に対し、実績値は 4,571 名、ひと月あたりの給付費は、計画値が約 3 億 911 万 8 千円に対し、実績値は約 3 億 892 万 6 千円と、利用人数、給付費ともにほぼ計画値どおりとなっております。

次に、サービスの種類ごとに見てまいります。

まず、居宅サービスからご説明します。1 ページの上から 2 番目の表に、居宅サービス全体の実績をのせております。実績は、介護サービスと介護予防サービスを合わせたものとなります。また、1 ページから 4 ページにかけて、居宅サービスの種類別に実績を載せております。

居宅サービスについては、ひと月あたりの利用者数の計画値が 3,879 名に対し、実績値は 3,933 名、ひと月あたりの給付額の計画値が約 1 億 4,469 万 1 千円に対し実績値が約 1 億 5,994 万 3 千円と、利用者数はほぼ計画値どおりですが、給付費が計画値よりも上回っております。

サービスの種類ごとに見ていきますと、訪問看護などの個別対応を行うサービスで計画値を上回り、短期入所生活介護などの宿泊を行うサービスで計画値を下回っている傾向があります。また、3 ページ真ん中あたりの特定施設入居者生活介護で、利用者数、給付費ともに計画値を上回っております。

このことから、コロナウイルスの影響により、宿泊系のサービスで利用が控えられ、訪問看護などの個別対応系のサービスの利用が増加したことが考えられます。また、特定施設入居者生活介護の実績が増加していることから、施設入所を希望する方が増えていると考えられます。

次に、地域密着型介護サービスについてご説明します。4 ページの真ん中の表、「地域密着型介護サービス合計」をご覧ください。こちら、介護サービスと介護予防サービスを合わせたものとなっております。地域密着型サービスについては、ひと月あたりの利用者数は計画値の 527 名に対し実績値は 410 名、

島津統括主査	ひと月あたりの給付費は計画値の約 1 億 142 万 1 千円に対し実績値は約 8,234 万円と、実績値が計画値の 8 割程度に留まっております。 4 ページから 5 ページにかけて、地域密着型サービスの種類別に実績を載せております。5 ページの一番下の表、「看護小規模多機能型居宅介護」では、実績値が計画値を大きく上回っておりますが、こちらは平成 29 年度から始まったサービスであり、第 8 期計画を策定する際にはまだ実績が少なく、見込みが難しかったことが考えられます。 「看護小規模多機能型居宅介護」以外の地域密着型サービスは、計画値をほぼ下回っております。地域密着型介護サービスは、第 8 期計画では年々増加を見込んでおりましたが、実際は年々ゆるやかな減少傾向にあります。要因としては、地域密着型サービスより利用料が比較的安くなる広域型のサービスに利用者が流れていることなどが考えられます。 次に、施設サービスについてご説明します。6 ページの一番上の表、「施設サービス合計」をご覧ください。施設サービスについては、ひと月あたりの利用者数の計画値が 215 名に対し、実績値は 228 名、ひと月あたりの給付額の計画値が約 6,300 万 6 千円に対し実績値が約 6,664 万 3 千円と、利用者数、給付費ともに、計画値を上回っております。第 8 期計画では、施設サービスについては横ばいまたはゆるやかな伸びを想定しておりましたが、見込みよりも利用者数の伸びが大きくなっております。居宅サービスでご説明しました、「特定施設入居者生活介護」の伸びとあわせて考えましても、施設入所を希望する方は増えていると考えられます。
島津統括主査	次に、資料 4「地域包括ケア「見える化」システムを活用した和光市介護保険事業の現状分析」をご覧ください。 「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報がシステムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されております。

島津統括主査

資料は、このシステムを用いて和光市の現状分析を行ったものですが、量も多いため、和光市の特徴的な部分を抜き出してお説明いたします。

まず、4 ページと 5 ページをご覧ください。4 ページには高齢化率、5 ページには認定率のグラフが載っております。和光市は、埼玉県内 61 保険者の中では 60 番目、全国 1,570 保険者の中では 1,559 番目と、高齢化率は全国的に見ても低い水準で推移しております。このことにより、5 ページの認定率についても、埼玉県内では 60 番目、全国では 1,541 番目と低い水準となっております。しかしながら、低い水準とはいえ、認定率・高齢化率ともに年々増加傾向にあります。

次に、6 ページから 8 ページをご覧ください。こちらは、居宅系、在宅系、施設系のサービス種類ごとに、受給者数を第 1 号被保険者数で割って算出した受給率のグラフとなっております。申し訳ありませんが、グラフの表示について訂正がございます。6 ページと 8 ページの上の表をご覧ください。グラフの縦軸の目盛りの表示が、下から 0、1、1、2、2、3 となっているかと思ひます。正しくは、下から 0、0.5、1、1.5、2、2.5 となります。お手数をおかけしますが、訂正をお願いいたします。

6 ページの「居宅系」の受給率は、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の 3 つのサービスの受給率となりますが、全国と比較して 2 倍程度と高くなっております。要因としては、和光市は「地域密着型特定施設入居者生活介護」を提供する事業者数が多いことが考えられます。「地域密着型特定施設入居者生活介護」の提供事業者数は、令和 4 年度のデータでは、人口 10 万に対し、全国は 0.3 か所、埼玉県は 0.1 か所ですが、和光市は 2.4 か所で、全国、埼玉県と比較して多くなっております。このことが、和光市において「居宅系」サービスの受給率が高くなっている要因と考えられます。

7 ページと 8 ページの「在宅系」、「施設系」サービスの受給率については、全国、埼玉県、近隣市と比較して低い水準となっております。こちらについては、高齢化率及び認定率が低いことによるものと考えられます。

島津統括主査	次に、9 ページから 10 ページをご覧ください。こちらは、給付費の総額を第 1 号被保険者数で割って算出した、第 1 号被保険者一人当たりの給付月額となります。和光市は近隣市と比較して認定率が低いにも関わらず、第 1 号被保険者一人当たりの給付月額は特別低くはなっておりません。和光市は、要介護認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用されている方の割合が、近隣市と比較して高くなっております。このことが、認定率が低いながら給付月額が特別低くなっていないことの要因のひとつとして考えられます。 9 ページ下の表と、10 ページの表は、介護サービスの種類ごとの調整済第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額となっております。調整済とは、第 1 号被保険者の性・年齢構成や地域区分別単価の影響を受けないようにして第 1 号被保険者一人当たりの給付月額を算出しているものです。先ほどのご説明のとおり、こちらからも居宅系サービスにおいて第 1 号被保険者一人当たりの給付月額が高い水準となっていることが分かります。
島津統括主査	報告事項 1 についての説明は以上となります。引き続き報告事項 2 を説明いたしますので、この事項に関するご意見、ご質問などは報告事項 2 の説明のうち、報告事項 2 とあわせてご意見等いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、報告事項 2 について、別担当より引き続き説明いたします。
川口主幹	引き続きまして、報告事項 2「特別養護老人ホーム公募の結果」について、報告いたします。資料 5 をご覧ください。 第 9 期長寿あんしんプランに基づき、要綱や募集の掲示は 7 月に行いましたが、9 月 2 日～11 日にかけて公募を実施いたしました。関心を示し、相談があったのは 2 件でしたが、結局、応募してきた団体はありませんでした。 なお、相談のうち書面による質問は 1 件であり、内容の概要としましては、補助金の額がもっと多くできないものか、といったようなものでした。補助金は埼玉県の「特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金」を使用するもので

	あり、令和 6 年度、額の上限は決定しているため、限度額以上は困難な旨、回答いたしました。なお、この補助金は、仮に市に同様の補助金制度があったとしても併用は不可のものとなっております。今後につきましては、今年度追加募集を行う予定はございません。来年度に向けてどのようにするか現在検討中です。
菅野会長	はい、報告事項 1「令和 5 年度和光市介護保険事業の結果について」、報告事項 2「特別養護老人ホーム公募の結果について」の説明が終わりました。ご質問、何かございますか。
清水委員	老人ホーム公募の結果ですが、これは確か以前 50 床ぐらいか何かで募集されましたよね。これは事業をする方が土地持ちの方ですかね。
川口主幹	こちらにつきましては、事業する応募される方が土地を購入するもしくは借りたりする、どちらでも可能という形にはなっております。
清水委員	これずっと駄目だったら、老人ホームは出来ないってことですよ。
川口主幹	今の状況としては、応募はございませんので、今後、応募が無いその原因を踏まえ、どのような条件とするのか、場合によっては、条件の変更とかの承認をいただいた上で、来年度に向けて対応していくことになるのではないかと、思います。
清水委員	私も特養とかケアハウスとかやっている状況を知っているんですけど、ケアハウスとかだと、50 床ぐらいでは採算がとるのが難しいと言っていました。赤松議員は、こういう土地のことをいろいろ答えられていたみたいですが、J A バンクのある前の外環上の土地は空いていますが、そこは市の土地だと思いますが、そこは利用できないんですか。

川口主幹	外環の上部は市の土地ですが、住居としての建物は立てられないという規制がされています。総合福祉会館は住む場所ではないので問題はないのですが、特養はそこで住む形となるため、立てることが出来ません。
菅野会長	朝霞地区と成増の特養の何件かについてですが、私は精神科医として嘱託医をやっているのですが、入居の希望者、ニーズがどれだけあるか、それから職員数がどれだけ集められるか、その近くの特養で 80 床のところ、今 50 床ぐらいしか入っていない、と思うんですよ。これはもちろんコロナの影響で、一時なかなか入らないっていうことも、病院などもそうですが、コロナ対応で感染を入れないようにした、そういったところで入居者人数を抑制せざるを得ない、入居希望者も減った、というところでした。今そのようなベットが空いている特養の状況で、当初の目的で 50 床・80 床っていうこともありますけど、到底採算が取れるわけがない。職員を集めるのもすごく大変ですから。応募者がなかなか今の条件では難しいと思うし、また土地も応募者が提供するというのであれば、もちろんいずれは、和光市が今いくら若い市だったとしても、どんどん高齢者がもっと増えてきますが、もしもやるのであれば、計画の見直しと、もう一つは、よく郊外の特養の場合では、都内のある区だとか自治体と連携して、例えばベットが 50 床あれば、その 10 床分は、その人口密集地帯である都内のところの入居者を優先して入れる、そういった方策をとってますよね。ですから、ただ今のままやったとしてもらちが明かないし、時間の無駄だと思います。ですから、そこをどうするかでしょうか。
梅津次長	ご意見ありがとうございます。確か、この近隣の自治体の特養で 70 床のところに今 50 床ぐらいしか埋まっている、ということは聞いております。今、和光市の福祉の里、和光苑につきましては、10 月の段階ですと、60 人の定員で、今満床ですが 39 人の希望の方がいらっしゃるという状況です。そういったことを見まして、確かに今応募の団体がいないというところですが、これまで補

菅野会長	助金につきまして、建物のほうの補助金を提示していたところですが、調べる中で、もしかすると、土地の購入についての補助金も使えるのではないかと、というところで、来年度、そちらのほうも検討しているところでございます。 建物の計画は進めていくというわけですね。 その、例えば、和光苑の関塚先生を良く知っていますけれど、希望者数 39 名といっても、この希望者はですね、他のいろんな施設に一斉に応募しているわけですよ。ですから、本当に空きが出たらすぐ入るっていう状況ではないですから、待機者の数はあまり、ね。だったら、行政の方が調整して入りたいところを行政が紹介するとか、もうちょっと柔軟な対応をとってあげることがまず先決なんじゃないかと。
梅津次長	ありがとうございます。確かに、会長がおっしゃることももっともだと思います。ただ、今計画の中で建設する方向で進めているところですが、希望者の状況を見ますと、実際には既に特養ではないけれども、老人保健施設に入っているとか、別の有料老人ホームに入っていたり、ある程度住むところは確保されている中で希望をされている状況があります。そして、今 2025 年問題と言われて、団塊世代の方が 75 歳以上になられるということで、施設が足りなくなるとこれまで言われてきているところですが、比較的、団塊世代の方がお元気でいらっしゃって、なかなか施設にすぐに入る方が少ない、という現状はあるのですが、おそらく更に 10 年後とかになると、特養の需要は生まれてくるのではないかなと考えております。 そういった中で、必要になったらすぐに建てられるといったことが出来たらいいのですが、なかなか進めることは難しいと思いますので、特養については計画に則った整備を進めさせてもらえればと思っております。
菅野会長	もう決まったことだからということだと思いますけれども、2025 年問題の次は 2040 年問題。どんどん人口は減っていきます。みんな、死んじゃうんだか

山口委員	ら。もう私もそのころにはいませんけれどね。でも、今、もうあと何年もしないうちに迫ってくるわけですから、ただ、投資が無駄にならないければいいなと思ったものなので、申し上げました。 施設の方も大事なんですけれども、和光市の分析の方を見させていただいて、私たち事業所としては、元気な高齢者さんを多く増やす、疾病や介護になっても改善するように自立支援を目指す、そのことをやってきて、その結果なんだなということが、この数値化に出ているのではないかと思います。
梅津次長	それで、今後和光市としては、予防をずっとしてきたんですけれども、その方向性でずっと行くのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのと、介護にならないため、他の市と違うのが、総合事業や地域支援事業の受け皿が多いところが和光市の特徴で、介護サービスを使わなくても市のサービスに行くってところで、介護の認定率が低いっていうことが出てきています。そして、介護予防の事業所に今度入札になるかもしれないというお話がありまして、そうすると料金で事業所が決められてしまって、いいサービスが出来る事業所がもしかしたら撤退しちゃうかもしれないっていうのが、このあいだ、介護予防の事業者さんが集まった時に話があり、ちょっと不安になりました。で、今後の方向性、予防を増やしていきたいのか、施設重視になるのか、とか、和光市の今後の方向性をちょっと聞かせてもらえればと思うのですが。 基本的な考えとしましては、和光市におきましては「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」これを基本理念として、高齢福祉については進めておりますので、これまでどおり介護予防には力を入れさせていただきたいと思っております。 そういった中で、先日の事業者連絡会議において、「入札」という言葉が独り歩きしてしまって、必ず入札になってしまうのではないかと、ということを心配をしてしまったのではないかと伺っております。このことにつきましては、必ずしも入札をするのではなくて、もしかしたら入札を行うかもしれないとい

	う中で、もし入札やりますとなった場合、参加するために入札の登録事業者というところで登録をしていただかないと、すぐに参加できないというところがありますので、可能性があるというところで、登録のお願いしてしたところでございます。 基本的には介護につきましては、利用者さんと事業者さんの関係性が非常に重要であると考えておりますので、これまで構築してきた関係性を壊さないような方法を取ればと考えておりますのでよろしくお願いします。 金額だけで考えないようにしていただければと思います。よろしくお願いいたしますします。
山口委員	
	他にご質問はございませんか。
菅野会長	
	和光は高齢者率は志木とか新座とかと比べて多いんですかね。
清水委員	
	本日お配りさせていただきました「見える化システム」の資料4の4ページになるんですが、この4ページの上の表が高齢化率になっておりまして、全国、埼玉県、和光市、志木市、朝霞市、新座市を掲示させていただいております。その中で和光市が一番低い状況でございます。
梅津次長	
	和光市の人口は大体8万8千人ぐらいですよ。最近見るとマンションがボンボン建っているんだけど、マンションに入ってくる人は高齢者はほとんどいないですよ。子育て世代が多い。ということは、3, 40年経つと、また、その人たちが高齢者になっていくわけだから、高齢者で買う人もいますけれどもね、そういう影響もあるのではないかと思うんですよ。
清水委員	
	マンションに関しては、CIハイツにおかれますとね、やはりかなりお子さんが一時少なくなってきたのですが、その小学校の校医やっていますが、また
菅野会長	

清水委員	子供世代が代替わりして、また子供さんが増えてきています。ちゃんとマンションを管理しているようなところであれば、どんどん代替わりして和光市はますます発展していくんじゃないかな、という風に思っています。
菅野会長	CI ハイツはもう 30 年経ちました？ 経ちましたね。
清水委員	だから、団塊世代の方が多いですよ。だから子供がいないから子供がいないところに小児科の病院作っても患者いないからね。それと一緒になんです。高齢化のところに小児科があったとしても、小児科の病院だけだったらやっけないですよ、小児科専門だったらね。そういうことがあるので、和光市は高齢者が少ないって言っているけど以外とそういうところがあるんじゃないかと、私は思っているんですよ。
菅野会長	今、丸山台のところにマンション建ってるけど、私の知ってる限りでは、みんな若い、35 とかね、40 ぐらいの人が多くですよ。だから、3、40 年経つと、そういう人だからね、やっぱ団塊の世代、今の段階で 10 年経ったら半分なくなっちゃう。でも、死んじゃう。中にあと 30 年生きる人もいるかもわからんから。そういうやつの繰り返しになっちゃうんじゃないかなと思うんです。 ではなぜ、他の、朝霞とか多いかっていうと、やっぱりマンションの室が土地の面積に対して少ないんじゃないかな、っていう気がしている。和光市は一番狭いところだからね。そんな気がしないわけでもない。 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。 無いようですので、事務局から何か他にございますか。 <事務局より委員の住所確認についての連絡>
	4 閉 会

菅野会長

それでは、これで令和6年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会いたします。今日はどうもご苦労さまでした。

議事録署名人

安田 芳子

議事録署名人

山口 はるみ